

～医療費控除のポイント～

■医療費控除

本人自身や生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、医療費控除の適用を受けることができます。

医療費控除の額は、(支払った医療費の額－保険金等で補てんされる金額)－10万円(総所得金額等の合計が200万円未満の場合は、総所得金額等×5%)となります。・・・限度額200万円。

■医療費控除の対象となる医療費

医療費控除の対象となる医療費とは、次のようなものをいいます。

- ① 医師、歯科医師による診療費、治療費
- ② 治療、療養に必要な医薬品の購入費
- ③ 病院等への収容費用
- ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師などによる施術費(治療に関するもの)
- ⑤ 保健師、看護師等による療養上の世話の対価
- ⑥ 助産師による分べん費
- ⑦ 介護保険に係る一定の施設、居宅サービスの自己負担額

■出産の際の留意点

妊婦と診断されてからの定期検診や検査などの費用や通院費用は、医療費控除の対象になります。

ただし、自家用車で通院した場合のガソリン代や実家を出産するために帰省する交通費は医療費控除の対象にはなりません。

■健康診断の費用

人間ドックなどの健康診断の費用は、原則として医療費控除の対象にはなりませんが、健康診断の結果重大な疾病が発見され、診断に引き続いて治療した場合には、その健康診断の費用も医療費控除の対象になります。

また、美容整形の費用は、医療費控除の対象にはなりません。

■保険金等で補てんされる金額

医療費控除額の計算上、支払った医療費から控除する保険金等とは、健康保険組合などから支払われる高額医療費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、生命保険契約などの特約により支払われる医療保険金や入院費給付金などをいいます。

健康保険組合等から支給される傷病手当金や出産手当金については、医療費の補てんを目的としているのではなく、休業に伴う給料の補てんを目的とするものですから、控除する必要はありません。

■医療費控除の手続

医療費控除の適用を受けるためには、医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。確定申告書には、医療費の支出を証明する領収書を添付するか、確定申告時に提示しなければなりません。